

○水上村チャイルドシート購入補助金交付要綱

平成11年9月1日告示第4号

改正

平成24年7月2日告示第46号

平成31年3月13日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児の交通事故防止及び交通安全確保のため、チャイルドシートの購入に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「チャイルドシート」とは、乳幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため、座席に固定して用いる補助装置であつて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、乳幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 この要綱に定める補助金の交付対象者は、水上村の住民基本台帳に登録されている年齢6歳未満である乳幼児の属する世帯の親、又は世帯主とする。

2 乳幼児1人につき、次条に規定する額の補助金を、乳幼児の発育に応じ、2回の範囲内で申請により受けることができるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該チャイルドシートの購入経費の2分の1以内とし、1件当たり4万円を限度とする。

2 前項より算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、チャイルドシート購入補助金交付申請書（別記第1号様式）に領収書を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ補助金の交付について決定し、チャイルドシート購入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者は、チャイルドシート購入補助金請求書（別記第3号様式）を村長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 村長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金交付の返還)

第9条 村長は、偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けた者がいるときは、この者から当該補助した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に村長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成24年7月2日告示第46号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月13日告示第14号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）